

# 山口県報

令和7年  
3月18日  
(火曜日)

## 目 次

○ 条例	
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	一
山口県議会委員会条例の一部を改正する条例	二
山口県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例	二

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県条例第三十四号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「企業管理規程」の下に「並びに議長が定める規程」を加え、同条第五号中「機関」の下に「又は議長若しくは議員（以下「県の機関等」という。）」を加え、同条第六号から第八号までの規定中「機関」の下に「等」を加える。

第三条から第六条までの規定中「機関」の下に「等」を加える。

第八条に次の一項を加える。

2 議長は、議長又は議員が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、前項の規定の例により公表するものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和七年三月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 山口県条例第三十五号

山口県議会委員会条例の一部を改正する条例

山口県議会委員会条例（昭和三十一年山口県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と委員会又は委員長に対して行われる通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第二十七条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第二十七条の二第三項中「文書」を「文書等」に改める。

第二十八条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十六号

山口県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

山口県議会個人情報保護条例（令和五年山口県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、「及び第二十九条」を削り、同項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十七条第二項第一号中「その他」を「又は」に改める。

第十八条第一項中「議会の保有する」を削る。

第四十七条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

第五十三条から第五十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第十二条第五項、第十七条第二項第一号、第十八条第一項、第四十七条及び第四十八条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和七年三月十八日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁